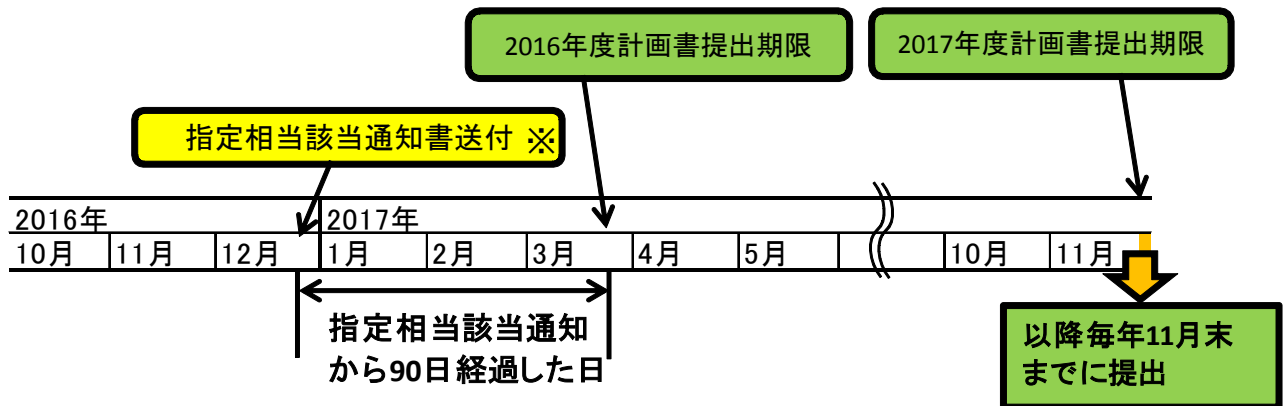


地球温暖化対策計画書提出時期

1. 提出時期



※図中の指定相当に該当した旨の通知(指定相当該当通知書)の送付時期は目安です。

※特定事業所であった場合、指定取消手続きの進捗によっては、年度内に指定相当の該当通知書が送付できない可能性があります。
あらかじめご了承ください。

●指定相当地球温暖化対策事業所に該当した年度については、11月末と、指定相当に該当した日(指定相当に該当した旨の通知日)から90日経過した日とのいずれか遅い日が提出日となります。

●指定相当該当通知から90日経過した日までに、2016年度地球温暖化対策計画書を提出します。

●2017年11月末に、2017年度地球温暖化対策計画書を提出します。